

令和6年度えびの市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和6年4月16日策定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、本市の市長事務部局のほか、各委員会事務局が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

3 対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、法第2条第4項に規定する施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する次の施設
 - ① 就労継続支援A型事業所
 - ② 就労継続支援B型事業所
 - ③ 就労移行支援事業所
 - ④ 生活介護事業所
 - ⑤ 地域活動支援センター
 - ⑥ 障害者支援施設
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (3) 法施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所
 - ① 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所
 - ② 以下の要件を全て満たす事業所
 - ・ 障害者の雇用者数が5人以上
 - ・ 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ・ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

4 調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等

本調達方針により調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等は、以下に掲げるものとする。

- (1) 事務用品・書籍、食料品・飲料、小物雑貨などの物品
- (2) 印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、飲食店等の運営などの役務

5 調達目標

令和6年度における調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

6 調達の推進方法

- (1) 市は、障害者就労施設等が供給できる物品等の情報を取りまとめ、その調達の推進のために、市長事務部局のほか、各委員会事務局へ提供する。
- (2) 物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）やえびの市財務規則（昭和47年えびの市規則第2号）などの関係規程に従い、予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約制度を活用し、障害者就労施設等からの物品等の調達に努める。

7 調達実績の公表

年度終了後、速やかに、前年度の調達実績の概要を取りまとめ、公表する。

8 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達に資するよう、必要に応じて方針の見直しを行う。